

第5 1回二輪車安全運転推進運動実施要綱

第1 目 的

自動二輪車及び原動機付自転車（以下「二輪車」という。）を利用する者に対し、「交通ルールの遵守とマナーアップ」を重点とした安全運転を推進すべく全国的に展開するため、関係省庁の後援を得て、家庭・学校・職場・関係諸団体にもこの運動の推進を広く呼びかけ、二輪車の交通事故防止を図ることを目的とする。

第2 期 間

令和8年9月11日（金）から9月30日（水）までの20日間

第3 主 催

一般社団法人 日本二輪車普及安全協会

第4 後 援

内閣府 警察庁 国土交通省 文部科学省

第5 協 力

（一財）全日本交通安全協会（二輪車安全運転推進委員会）、（一社）日本自動車工業会
（一社）全国軽自動車協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会
（一財）日本モーターサイクルスポーツ協会、（一社）日本損害保険協会
（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会、（一社）日本自動車連盟
（一社）全国二輪車用品連合会
カワサキ安全運転推進本部、スズキ安全運転推進本部、
ホンダ安全運転普及本部、ヤマハ安全普及推進本部

第6 運動の重点

期間中は、次の項目を重点的に推進する。

「交通ルールの遵守とマナーアップ」を重点とした安全運転の指導

第7 運動の具体的推進項目

- 1 ヘルメットの正しい着用方法の指導啓発の推進とプロテクター着用推奨の統一標語として、

ヘルメットのあご紐は緩みがないようしっかり締めましょう

プロテクターで胸部を守ろう

を用いた広報啓発を実施する。

ヘルメットを正しく着用していないため、衝突時にヘルメットが脱落して、頭部損傷で死にいたるケースが多発していることから、あご紐は緩みがないようしっかり締めることの重要性を指導啓発する。また、交通事故発生時の胸部等損傷による死亡事故防止のため、胸部プロテクター着用の効用と重要性について指導、推奨する。

- 2 Basic Riding Lesson の開催

二輪車運転者に対する交通事故抑止を目的とした、参加体験型の安全運転講習会を開催する。実施に当たっては、警察及び関係機関・団体等との緊密な連携を図ること。また初心者・女性・高校生の参加を図る。

3 店頭個別安全指導活動の推進

二輪車販売店には、ユーザーに対して、次の活動を積極的に進めるよう働きかける。

- (1) 店頭における安全運転指導の実施と Basic Riding Lesson への参加奨励。
- (2) 二輪車防犯登録への加入奨励。

4 街頭点検指導活動の推進

- (1) 街頭における車両点検指導を通して、整備不良・不正改造車の復元指導、自賠責保険加入の有無のチェック等を推進する。
- (2) 交通ルールの遵守、駐車マナーの向上等の指導啓発を推進する。

5 ポスター・チラシ等の掲出・配布

- (1) 販売店その他の関係機関・団体に対し本推進運動のポスター等の掲出を依頼するとともに、安全と防犯に関するチラシ等の配布を行う。
- (2) 二輪車リサイクルシステムについてのパンフレットの配布等を行い、その周知徹底に協力する。

第8 運動推進に当たっての留意事項

1 関係機関・団体との連携

関係機関・団体と連携し、それぞれの特色を活かした国民総ぐるみ運動として推進する。

2 広報活動の推進

本推進運動用のポスターやホームページの活用等のほか、各種イベント会場等における広報活動や新聞、テレビ、ラジオ等の広報媒体との連携等、各種広報活動を積極的に推進する。

第9 実施結果の報告

各都府県地区支所は、別添の「二輪車安全運転推進運動実施結果総括報告書」により、実施結果を10月9日（金）までに本部宛てに報告すること。

報告に当たっては、次のことに留意すること。

- (1) 広報資料の効果的活用事例や二輪車の安全運転をアピールするイベント等、特に力を注ぎ、反響が大きかった行事等の事例があれば記入すること。
- (2) 本推進運動に関する写真、新聞記事を切り抜き等して添付すること。